

日本白鳥の会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「日本白鳥の会」と称し、事務局を会長所在地区に置く。

(2) 本会は支部を置くことができる。

(目 的)

第2条 本会は日本に渡来する白鳥を保護し、生態を解明するため、各渡来地の環境保全を図るとともに広く自然保護思想の普及と学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 白鳥に関する文献、資料の収集、紹介、あっせん。
2. 個人及び団体の渡来白鳥保護研究活動に対する協力と援助。
3. 世界の白鳥研究者また機関団体との提携交流。
4. その他、本会の目的を達成する事業。

(会 員)

第4条 本会の趣旨に賛同し、会費を納めたものは会員となることができる。

(2) 本会は名誉会長・名誉会員を置くことができる。

(3) 名誉会員は、理事会が推薦し、総会で決める。

名誉会員推薦基準

原則として現在会員であること。

会の活動に貢献したもの。

10年以上会員であること。

(役 員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 3名 |
| 3. 理事 | 若干名 |
| 4. 監事 | 2名 |

(2) 本会には顧問を置くことができる。

(役員の選出方法)

第6条 会長及び監事は総会において選出する。

(2) 副会長及び理事は総会の同意を得て会長が委嘱する。

(3) 顧問は総会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は会務の執行にあたる。
- (4) 監事は会務を監査する。
- (5) 顧問は会長の諮問に応じる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- (2) 役員は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

(総 会)

第9条 総会は毎年1回開き、事業計画・予算・決算・会則の改正・役員の仕事・その他重要事項を審議する。

(理事会)

第10条 理事会は必要に応じて開き、会長が議長となる。

(事務局)

第11条 この会の仕事処理するため、事務局を置く。

- (2) 事務局長は理事会にはかり、会長が委嘱する。

(経 費)

第12条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

- (2) 会費は年額4,000円とする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

(専 決)

第14条 本会の運営に関し緊急を要する事項は副会長と協議のうえ、会長が専決処理することができる。

(付 則)

- (1) この会則は昭和48年6月24日から施行する。

昭和52年 9月24日 第13条 一部改正

昭和55年10月12日	第12条	一部改正
昭和56年10月4日	第5条、第6条、第7条	一部改正
昭和57年9月24日	第13条	一部改正
平成元年7月23日	第4条、第12条	一部改正
平成3年9月1日	第12条	一部改正
平成6年10月16日	第4条	一部改正
平成10年11月1日	第4条	一部改正
平成13年1月21日	第4条、第12条	一部改正

「日本の白鳥」に投稿される方に

「日本の白鳥」に投稿する原稿を作成するさいには、以下の点を守ってください。

1. 原稿本文の形式（用紙サイズ、1ページの字数、1行字数など）は自由です。
2. 本文原稿は、手書き、ワープロのいずれでもかまいません。
3. 本文をワープロで書く場合は、ワードまたはテキストファイルにしてください(電子化したファイルを送付する場合)。
4. 表は、エクセルまたはワードで作成してください(電子化したファイルを送付する場合)。
5. 表は、プリントしたとき横幅が13cm以下になるようにしてください。
6. 図は、すぐ印刷できるよう原寸大をお願いします。図の大きさは外郭が最大でも横13cm、縦15cmにしてください。図はページの縦位置に入るようにしてください。
7. 図に文字を入れる場合には、あまり小さくならないよう、大きすぎないよう、適切な大きさにしてください。
8. 写真の横幅は13cm以下になるようにしてください。これ以上大きいと、編集担当者が縮小コピーをする手間がかかります。
9. 原稿送付と同時に、Eメールを使っている人は本文、表、図、写真をメールで送ってください。CDなどの媒体に記録して送っていただいても結構です。